

令和6年度における 消費税・個別間接税関係の 改正について

村田淳浩

消費税関係

一 プラットフォーム課税制度の創設

1 改正前の制度の概要

平成27年度税制改正において行われた国境を越えた役務の提供に係る課税の見直しでは、電子書籍・音楽・広告の配信などインターネットを通じて海外から提供されるデジタルサービスについて国内外の事業者間での競争条件の歪みを是正する等の観点から、仕向地主義を採用するとともに、これらの取引に係る内外判定については、その役務の提供を受けた者の住所等により行うこととされた（平成27年10月1日施行）。具体的には、電気通信利用役務の提供（消法2①八の三）について、当該電気通信利用役務の提供を受ける者の所在地（住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）により内外判定を行うこととされたため（消法4③三）、国外事業者が国内向けに行う電気通信利用役務の提供については、消費税の課税の対象とされている。

また、日本国内に何らの拠点も持たない国外事業者が国内向けに行う電気通信利用役務の提供を新たに課税の対象とするに当たり、国外事業者に対する税務執行には一定の限界があるこ

とから、この電気通信利用役務の提供について「事業者向け電気通信利用役務の提供」と「消費者向け電気通信利用役務の提供」とに分けた上で、①「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、納税義務を売手から買手に転換し、当該役務の提供を受ける事業者が納税義務を課す、いわゆるリバースチャージ方式が導入され、②「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、その役務提供を受けた国内事業者において、国税庁長官の登録を受けた国外事業者から提供されるもののみを仕入税額控除の対象とする、登録国外事業者制度（注）が併せて導入された。

（注）この登録国外事業者制度については、令和5年10月に開始した適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者登録制度に吸収されている。

近年、我が国のデジタルサービス市場は拡大を続けており、多くの国外事業者が国内市場へ参入している。また、これらのプラットフォームにおいては、プラットフォームを提供する事業者が自ら取引条件を設定し、多数のサービス